

東広島運動公園指定管理者募集に係る質問に対する回答書（その1）の訂正について

令和7年9月1日

東 広 島 市 長
(都市整備課)

東広島運動公園指定管理者募集に際し、令和7年8月26日に回答した東広島運動公園指定管理者募集に係る質問に対する回答書(その1)について、内容に誤りがありましたので、以下のとおり回答を訂正します。なお、この訂正に係る東広島運動公園募集要項や東広島運動公園管理業務仕様書等の修正はありません。

No.	質問事項	回答（誤）	回答（正）
1	体育館は「特定建築物」に該当しないという認識でよろしいでしょうか。 特定建築物定期点検やその他仕様書に記載のないビル管法に関わる維持管理業務は行わなくてもよいという認識でよろしいでしょうか。	体育館は特定建築物に該当します。特定建築物の管理に係る維持管理業務については実施してください。	「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管法）における「特定建築物」には該当しませんが、建築基準法における「特定建築物定期調査」の対象にはなりません。 なお、維持管理における業務実施に関しては、仕様書のとおりです。
2	現在、建物維持管理において実施している法定点検一覧をご教示ください。	法定点検は以下のとおりです。 ・昇降機等定期検査 (バーチベーター含む)	法定点検は以下のとおりです。 ・昇降機等定期検査 (バーチベーター含む)

		<ul style="list-style-type: none"> ・ボイラー定期点検 ・ばい煙発生施設定期点検 ・地下タンク等定期点検（地中埋設配管を含む） ・空気調和設備の冷却水系統の水質管理（冷却塔のレジオネラ対策） ・建築設備定期検査 ・特定建築物定期調査 ・防火設備定期検査 ・消防用設備等の点検 ・自家用電気工作物定期点検 ・非常用発電設備定期点検 ・特定建築物環境衛生検査 ・受水槽の清掃及び水質検査 ・防火対象物定期点検報告 ・特定製品の点検（冷媒回収・漏えい点検） ・建築物環境衛生検査 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボイラー定期点検 ・ばい煙発生施設定期点検 ・地下タンク等定期点検（地中埋設配管を含む） ・空気調和設備の冷却水系統の水質管理（冷却塔のレジオネラ対策） ・建築設備定期検査 ・特定建築物定期調査 ・防火設備定期検査 ・消防用設備等の点検 ・自家用電気工作物定期点検 ・非常用発電設備定期点検 ・受水槽の清掃及び水質検査 ・防火対象物定期点検報告 ・特定製品の点検（冷媒回収・漏えい点検）
--	--	--	--